

新潟市

中央農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山瀉地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



イチゴの花

まさし
木村雅さん

齋藤茂博農業委員



のうぎょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介する方は、江南区北山でイチゴ栽培を営む『北山のいちご屋さん』の木村雅さんです。農業を始めて5年ですが、高設のイチゴ栽培は4年が経過しました。ハウス内の環境をデータ化して、それを基にイチゴをより良い状態にするため試行錯誤しています。

温度センサーによる窓の自動開閉・イチゴのクラウン加温、養液・水分も自動管理しています。また、土壌については、排水性と保水性を両立させるため、ロックワール破碎したもの・ピートモス・もみ殻を使い一定の保肥力を維持しています。それにより、安定的に1月から6月までの長期間収穫ができるとのこと。

木村さんはハウスを借用しているのですが、移設を考えていて、イチゴ栽培に適した農地を探しています。農地（100坪以上）を譲っていただける方がありましたら、中央農業委員会【☎382-4966】まで連絡ください。

～～～最終ページに木村雅さんの記事が続きます。～～～

農業者年金がさらに便利になります

ポイント

令和4年1月から

1

の説明

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

（千円単位で選択できます）



ポイント

令和4年4月から

2

の説明

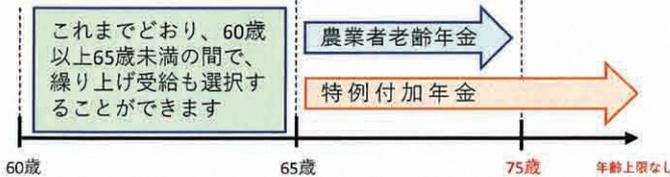
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

- 【農業者老齢年金】
- ・ 65歳以上であること
- 【特例付加年金】
- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ・ 65歳以上であること

ポイント

令和4年5月から

3

の説明

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農地の実勢賃借料情報

中央農業委員会では、農地法第52条に基づき、賃借料情報として公表しています。
これは、農地の賃貸借契約をするときの目安となるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したもので、今後の賃借料を決めたものではありません。

最終的には当事者間で協議し決定するようお願いいたします。

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された中間管理権の賃貸借における田の賃借料の水準（10aあたり）は以下のとおりとなっています。

【田の実勢価格】

地域	実勢額			データ筆数
	平均額	最高額	最低額	
中央区・東区・江南区	4,800円	12,000円	3,000円	1,398

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃貸借における畑の賃借料の水準（10aあたり）は以下のとおりとなっています。

【畑の実勢価格】

地域	実勢額			データ筆数
	平均額	最高額	最低額	
市内全域	9,800円	16,000円	1,000円	453

(注)

- 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
※ 田・畑の平均額はデータ筆数により加重平均した値としています。
- 土地改良費は実勢額には含まれていません。
参考：亀田郷土地改良区
共通賦課金（10aあたり）田：11,500円 畑：2,875円
各区賦課金（10aあたり）田：0円～500円 畑：0円～125円
- 需給調整分は考慮していません。
- 畑については一般的な露地野菜を対象とした実勢額です。



令和4年 農作業賃金・作業料金の参考額

本表は令和3年中に各地域*で実際の料金を農業委員が調査したものを基に設定した参考額です。
(※中央農業委員会管内)

●農作業料金

作業項目	単位	参考額(円)	条件等
田作業（機械作業）	1日当たり	7,000	男女、賄いなし、 1日8時間労働 《参考》 新潟県最低賃金 (令和3年10月1日) 時間給 859円 (8時間) 6,872円
田作業（手作業）	1日当たり	6,900	
畑作業（屋外）	1日当たり	6,900	
畑作業（屋内）	1日当たり	6,900	
果樹作業	1日当たり	6,900	
梨受粉	1日当たり	7,600	
梨袋かけ	1日当たり	7,600	
梨剪定	1日当たり	9,500	
梨鉄線はり	1日当たり	9,500	
梅もぎ	1日当たり	6,900	
球根屋外作業	1日当たり	6,900	

(注) 1. 農作業賃金は消費税の課税対象外です。

●機械作業料金

作業項目	単位	参考額(円) (消費税抜)	条件等
育苗のみ	1箱	530	種籾代含まず
		700	種籾代含む
機械植	10a当たり	6,000	植付のみ(10a未満及び不整形、軟弱田の場合割増)
		18,000	苗持参(10a未満及び不整形、軟弱田の場合割増)
耕起	10a当たり	5,500	10a未満及び不整形の場合割増
代かき	10a当たり	6,500	10a未満及び不整形の場合割増
稲刈	10a当たり	16,600	コンバイン刈り(悪条件の場合割増)
籾乾燥調製	60kg当たり	1,700	
精米	60kg当たり	700	
畔ぬり	1m当たり	40	
ワラ収集作業	10a当たり	5,000	田の状態が機械作業可能であること
動力ミゾ切り	1m当たり	10	
肥料散布	10a当たり	1,000	ブロードキャスター
肥料・農薬散布	10a当たり	1,000	動力散布機

- (注) 1. 上記金額は消費税を抜いた金額です。
2. 農地の不整形・軟弱田等で割増料金が発生する場合には、作業前に料金をお決めください。
3. 参考額はあくまでも目安となるものですので、実際の金額は圃場条件や作業の難易度等を考慮するなど当事者間で協議の上決定してください。

相続等によって農地の権利を取得した場合は届出が必要です

●農地法の許可を受けずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要です。

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効 など



お問い合わせ先 農業委員会事務局 農地係 ☎382 - 4974

農地の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けられている方へ

●特例農地（相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている農地）を譲渡・転用・貸付または耕作放棄等をした場合は、当該農地に対する猶予税額に利子税を加え納税しなければなりません。

また、それらの面積が特例農地全体の面積の2割を超えた場合は、利子税を加え猶予税額の全てを納付しなければなりません。

●特例農地につき、特定貸付（農地中間管理事業・農地利用集積円滑化事業・利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)による貸付）を行った場合は、貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に届出書を提出することで納税猶予が継続されます。

注意

平成21年12月14日以前に相続税の納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身農地利用」となります。

納税猶予の適用を受けている期間に、特例農地の譲渡・転用・貸付等を計画している方は、

事前に新潟税務署（☎ 025-229-2151）へご相談ください。



重要

田から畑、畑から田など現況地目を変更したときは

農地基本台帳現況地目変更願農地台帳上の農業経営主が変わったり、
お持ちの農機具を買い替えたり、廃車したときは**農地基本台帳経営状況等変更届出書**

の提出をお願いします！

届け出がない場合、耕作証明に耕作面積が反映されなかったり、様々な証明書を発行できない場合があります。届出書は新潟市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.city.niigata.lg.jp/> から「農地法」で検索してください。**河川占用地や占有者に変更があったら、届け出をお願いいたします。**

農業委員会が発行する農地台帳には、所有している農地とともに河川の占用地の面積も掲載されています。近年、河川占用地の廃止や占有者の名義変更、公共工事などによる占用地の解除で、占用地の面積が変わる事例が増えています。

農業委員会は農地法の元、「農地に関する情報を記録した農地台帳」を作成し、常に正確な記録を確保するよう努めております。

河川の占用地に変更が生じた場合は、農業委員会へご連絡いただけますようお願いいたします。

農地転用に許可がいること、ご存じですか？自分の農地に、
家を建てたい！農地を資材置場にしたい!!⇒ **転用許可** を!!

※（農地を農地以外にする場合）

許可を受けずに転用すると、**懲役や罰金**が科せられる可能性があります。**老後の安心は国民年金 + 農業者年金**加入資格・60歳未満の国民年金第1号被保険者
・農業に年間60日以上従事している方

※詳細はお近くの

JA・農業委員会事務局または下記HPへ
<http://www.nounen.go.jp>**購読しませんか？**

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1か月700円
- ★購読の申込み先

農業委員・農地最適化推進委員
農業委員会事務局まで（TEL382 - 4966）

